

## ATENA から収集した意見・提案のうち 「分類 (a) 見直しを要しない」と整理するもの (案)

令和 2 年 10 月 8 日  
技術基盤課

ATENA から収集した意見・提案は、全て (b) 又は (c) として暫定的に分類していた<sup>1</sup>。  
分類の確定に向けて内容を精査したところ、以下の 5 つの意見・提案については、  
表 2 に示す理由により、分類 (a) に該当するものと整理することとしたい。

- No. 1 「パラメータ」用語の定義
- No. 3 使用済燃料貯蔵槽の放射線の遮へいが維持される水位の確保
- No. 10 非破壊試験の代替試験
- No. 11 応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策
- No. 12 加圧水型軽水炉の原子炉冷却材圧力バウンダリに対する試験

<sup>1</sup>「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について—意見・提案の収集結果と今後の進め方—」(令和 2 年度第 27 回原子力規制委員会 (令和 2 年 9 月 23 日) 資料 4)

表2 ATENA から収集した意見・提案のうち「分類(a)見直しを要しない」と整理するもの

No.	意見・提案の対象	意見・提案の概要	「分類(a)見直しを要しない」に変更する理由
1 A	「パラメータ」用語の定義	対象:設置許可基準規則 <sup>2</sup> 第16条等 「パラメータ」という用語の定義について、現行の16条からの読み替えではなく、第2条(定義)に記載の追加を希望する。	一般的に、その用語が重要な意義を有する場合や使用頻度が比較的多い場合に、第2条において定義づけを行うものであるが、「パラメータ」はこれに該当しない。  また、設置許可基準規則第16条第3項第2号で以下のとおり「パラメータ」の定義が明確に規定されている。 『外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視することができるものとする。』
3 A	使用済燃料貯蔵槽の放射線の遮へいが維持される水位の確保	対象:設置許可基準規則第37条 放射線の遮へいが維持される水位の確保に対する評価要件について、燃料体等の著しい損傷の防止に必要な措置に対する評価である旨、記載の追加を希望する。	設置許可基準規則第37条の解釈の規定は以下のとおり。 3-2 第3項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、想定事故1及び想定事故2に対して、以下の評価項目を満足することを確認したものをいう。 (b)放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。  これにより、(b)の評価項目が燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置に対する評価であることは現行規定においても明確である。
10 A	非破壊試験の代替試験	対象:亀裂解釈 <sup>3</sup> 超音波探傷を行う場合であっても、探傷不可範囲が存在しない場合は代替試験を行う必要はないが、現行の記載では誤解を生むおそれがあるため、記載の修正を希望する。	亀裂解釈の別紙1について、(注6-1)では、「外面からの超音波探傷試験とする場合には、内表面から1. の代替試験を行う」旨が、 1. では、「構造上接近又は検査が困難であるとして試験が行われない箇所については、(中略)代替措置を講じること」が、それぞれ規定されている。  これにより、探傷不可範囲が存在しない場合、すなわち構造上接近又は検査が困難であるとして試験が行われない箇所が存在しない場合、代替試験が不要であることは現行規定においても明確である。

<sup>2</sup> 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

<sup>3</sup> 実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈

11 A	応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策	対象:亀裂解釈 応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策として、ウォータージェットピーニングや超音波ショットピーニングが該当することから、一例として、これらの記載の追加を希望する。	個別の部位について適用が認められたものであり、適用範囲を限定せず に一例として記載するものではない。
12 A	加圧水型軽水炉の原子炉冷却材圧力バウンダリに対する試験	対象:亀裂解釈 当該項に規定されていないものは、維持規格に従って検査を実施することについて記載の追加を希望する。	亀裂解釈の別紙1の前書きでは、「次の要件を付した上で、維持規格に別紙6の要件を付したものに従い実施すること」と規定されている。  このため、「次の要件」として特段の手当がなされていないものについては、「維持規格」及び「別紙6の要件」に従い実施することは現行規定においても明確。